資料２－３

個人情報保護法施行後の安全管理措置について

１　現状

・千葉市情報セキュリティポリシー、・個人情報保護事務の手引き（依命通達）、
・千葉市個人情報保護事務取扱要綱、
・千葉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準、
・個人情報取扱特記事項、指定管理者個人情報取扱特記事項、
・千葉市労働者派遣契約における個人情報保護に関する基準、
・情報漏えい及び情報システム障害等発生時の所管課対応フロー、
・「特定個人番号保護評価書」
　等により、講じなければならない個人情報の保護に関する措置について必要な事項を定めている。

２　改正法施行後

（１）改正法第６６条
「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。」

（２）安全管理のために必要かつ適切な措置（安全管理措置）
　事務対応ガイド 4-8 に「(別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」として示されている。

（※個人情報保護委員会からは、安全管理措置についてどのように定めるかについては、その形式を含め、各地方公共団体での判断となる、すなわち、既存のルール等を準用・併用することも、ガイドライン等と整合的である範囲において許容されるとの見解が示されている。）

３　本市の対応

改正法施行に伴い講ずべき安全管理措置については、既存の規程等を改正し対応。

・教育研修に関する規定や監査及び点検の実施に関する規定、法に基づく目的外提供を行った場合の措置要求に関する規定、漏えいの報告などについては、見直しが必要となることが見込まれる。
・見直しは国の指針を踏まえ今年度中に行い、後日委員に送付
・毎年度の運用状況報告と併せ、個人情報の漏えい等の報告も行うこととし、審議会が本市の安全管理措置の見直しについて、意見を述べる機会を設ける。